



4月です。春が一気にやって来しました。今年の冬は、過去に経験の無い寒さに見舞われましたが、今年の夏は、どんな状況になるのでしょうか。この気候が農業にも影響し、野菜類の高騰が続いています。春から気候が回復して過ごしやすくなると良いですね。また、地震、噴火などへの備えも必要な時です。改めて防災チェックをするなど気をつけて過ごしましょう。

光廣 昌史

今月のトピックス

- ◇納税者と配偶者双方の所得確認を
配偶者控除と
配偶者特別控除の改正
- ◇個人事業所と社会保険加入
- ◇今月のお勧めセミナー
第2回 そこが知りたい!
税務・会計セミナー
「交際費の税務ポイント Q&A」
- ◇あしがき
「ニューフェイス登場！」



納税者と配偶者双方の所得確認を

配偶者控除と配偶者特別控除の改正

平成 29 年度税制改正により、配偶者の合計所得金額（以下本文内、所得金額）に応じて受けられる配偶者控除、配偶者特別控除が見直されました。これにより平成 30 年分から配偶者控除では納税者本人の所得金額に制限が加わり、配偶者特別控除については控除の対象となる配偶者の所得金額が拡大等されました。

●対象となる配偶者とは

配偶者控除や配偶者特別控除における“配偶者”とは、原則としてその年の年末時点で次頁表 A の 3 つの条件すべてにあてはまる人をいいます。この“配偶者”の所得金額に応じて、納税者は配偶者控除又は配偶者特別控除の適用が受けられます。

●配偶者控除

平成 29 年分までの配偶者控除は、配偶者の所得金額が 38 万円以下であれば、所得税の計算上、納税者本人の所得金額に関係なく 38 万円（年末時点の配偶者の年齢が 70 歳以上の場合は 48 万円）の控除を受けることができました。これが改正で次頁の表 B のとおり、適用を受けることができる納税者の所得金額に上限を設けた上、納税者の所得金額に応じて控除額が逓減する措置が講じられました。

次頁の表 B でお分かりのとおり、今回の改正で影響を受けるのは、納税者自身の所得金額が 900 万円を超えた場合です。900 万円を超えると控除額が逓減し、1,000 万円を超えると適用することができなくなりました。

(次頁へつづく)

● 配偶者特別控除

配偶者特別控除は、納税者自身の所得金額が 1,000 万円以下であることその他、配偶者の所得金額に応じて、所得税の計算上、最高 38 万円まで控除が受けられるものです。これが改正で配偶者の所得金額の上限が引き上げられた一方で、所得金額が 900 万円を超える納税者については、控除額が所得金額に応じて遞減します。

A. 「配偶者」の条件

- ・ 婚姻届が提出されている配偶者であること（つまり、内縁関係者は対象外です）
- ・ 納税者と生計が一緒であること（一緒に暮らしているかどうかは関係ありません）
- ・ 青色申告者の事業専従者としてその年中に一度も給与の支払を受けていないこと、又は白色申告者の事業専従者でないこと

B. 配偶者控除（配偶者の合計所得金額 38 万円（給与のみであれば年収 103 万円）以下）

適用年分		～平成 29 年	平成 30 年～	～平成 29 年	平成 30 年～
配偶者	年末時点での年齢	70 歳未満		70 歳以上	
納税者	合計所得金額 (給与のみの場合の年収)	900 万円以下 (1,120 万円以下)	38 万円	48 万円	48 万円
		900 万円超 950 万円以下 (1,120 万円超 1,170 万円以下)	26 万円	32 万円	32 万円
		950 万円超 1,000 万円以下 (1,170 万円超 1,220 万円以下)	13 万円	16 万円	16 万円
		1,000 万円超 (1,220 万円超)	—	—	—

影響を受ける範囲：合計所得金額 900 万円超

具体的な金額は、次頁の表 C のとおりです。

配偶者の所得金額が 76 万円以上 123 万円以下も対象に含まれることになったものの、納税者の所得金額が 900 万円を超えると配偶者の所得金額との組合せによっては、控除額がこれまでより減少するケースがあります。

なお、住民税においても控除額は異なりますが、同様の改正が平成 31 年度から適用されます。

この時期は平成 29 年分の確定申告が終わっている頃です。

自身の確定申告状況を確認しながら、影響を受ける場合の税額を試算されてはいかがでしょうか。



(次頁へつづく)

C. 配偶者特別控除

配偶者		納税者の合計所得金額 (参考: 給与のみの場合の年収)					
参考: 給与のみの場合の年収(円)	合計所得金額	900万円以下 (1,120万円以下)		900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)		950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	
		~平成 29年	平成 30年~	~平成 29年	平成 30年~	~平成 29年	平成 30年~
1,030,001~1,049,999	38万円超 40万円未満	38万円		38万円		38万円	
1,050,000~1,099,999	40万円以上 45万円未満	36万円	38万円	36万円	26万円	36万円	13万円
1,100,000~1,149,999	45万円以上 50万円未満	31万円		31万円		31万円	
1,150,000~1,199,999	50万円以上 55万円未満	26万円		26万円		26万円	
1,200,000~1,249,999	55万円以上 60万円未満	21万円		21万円		21万円	
1,250,000~1,299,999	60万円以上 65万円未満	16万円		16万円		16万円	
1,300,000~1,349,999	65万円以上 70万円未満	11万円		11万円		11万円	
1,350,000~1,399,999	70万円以上 75万円未満	6万円		6万円		6万円	
1,400,000~1,409,999	75万円以上 76万円未満	3万円		3万円		3万円	
1,410,000~1,500,000	76万円以上 85万円以下	—		—		—	
1,500,001~1,550,000	85万円超 90万円以下	—		36万円		—	
1,550,001~1,600,000	90万円超 95万円以下	—	31万円	—	21万円	—	11万円
1,600,001~1,670,000	95万円超 100万円以下	—	26万円	—	18万円	—	9万円
1,670,001~1,750,000	100万円超 105万円以下	—	21万円	—	14万円	—	7万円
1,750,001~1,830,000	105万円超 110万円以下	—	16万円	—	11万円	—	6万円
1,830,001~1,900,000	110万円超 115万円以下	—	11万円	—	8万円	—	4万円
1,900,001~1,970,000	115万円超 120万円以下	—	6万円	—	4万円	—	2万円
1,970,001~2,010,000	120万円超 123万円以下	—	3万円	—	2万円	—	1万円
2,010,001~	123万円超	—	—	—	—	—	—

影響を受ける範囲:

- ・ 納税者の合計所得金額 900万円以下、かつ、配偶者の合計所得金額 40万円以上
- ・ 納税者の合計所得金額 900万円超

個人事業所と社会保険加入

◆法人と個人事業所 社会保険適用の違い

健康保険、厚生年金保険では事業所が法人の場合は社会保険の適用事業所となり、法人に使用されるものとして代表取締役も被保険者になります。

一方、事業所が個人の場合は個人事業主そのものが適用事業所の事業主とされ被保険者になりません。さらに個人事業主の同居の親族は被保険者となるでしょうか。

個人事業主と同居している家族がその仕事に専従し事業主が家族に給与を払っている場合でも、同居の家族は個人事業主と一体と考えられることから社会保険の被保険者にはなれないのが原則です。そのため個人事業主が社会保険新規適用を行う時も世帯全員の住民票を添付しなくてはなりません。

なお、個人事業所の事業主と同居の親族を原則として被保険者にしないと言う考えは雇用保険においても同様の取り扱いがされています。

◆同居の家族が被保険者になれる場合

個人事業主と同居している家族であってもいわゆる労働者性があれば社会保険及び雇用保険の被保険者になる事ができます。

条件は、

- (1) 事業主の指揮命令に従っている。
- (2) 就労実態が他の労働者と同様で、賃金もこれに応じて支払われている。
 - ア、始業、終業、労働時間や休日の要件
 - イ、賃金の決定や計算等が他の従業員と同様である
- (3) 取締役等事業主と利益を一にしていない。

◆任意適用事業所とは

法人事業所や常時5人以上被保険者となる従業員を使用する個人事業主は、事業主や従業員の意思に関わらず強制加入となっています。一方、常時5人未満の従業員を使用する個人事業所や、人数に関わりなく農牧水産業、一部のサービス業（旅館、飲食、理美容、法務関連土業、娯楽、スポーツ、保養施設等）の個人事業所は強制加入ではありません。しかし加入する場合は従業員の半数以上の同意を得れば任意適用事業所として加入できます。事業主世帯の全員の住民票、任意適用申請書、同意書が求められます。なお、事業所が住民票に記載されている所在地と異なる場合は「建物の賃貸借契約書」「不動産登記簿謄本」等所在地の確認ができる書類の添付が必要です。

参考文献： ■MyKomon ■ゆりかご倶楽部



今月のお勧めセミナー

第2回そこが知りたかった税務・会計セミナー 「交際費の税務ポイント Q&A」

交際費以外の名目で費用処理しても、税務署は「交際費等」と判定することがあります。税務調査で取り上げられる重点項目について「どのようなものが交際費となるのか」「他の費用として処理できるのはどのようなケースか」等をQ&A形式で解説します。

奮ってご参加ください。

(開催日4月11日(水) セミナー概要は、別紙案内をご覧ください。)

あとかき

下田です。心待ちにしていた春がやって来ました！そして待望の新入社員を迎え、男性1名、女性2名、仲間が増えました。新入社員の存在は、社内に新しい風を運び、私達の気持ちもリフレッシュさせてくれます。そういえば、入社したての頃は期待と不安な気持ちで一杯だったな・・・と懐かしく思い出しました。彼らが、これから様々な経験を積み、切磋琢磨して大きく成長してくれることを楽しみにしています。どうか弊社共々、ニューフェイス3名を末永く宜しくお願い致します。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所
〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007
URL <http://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島
動画による
ニュース解説配信中！

